

## 面会交流の有無と自己肯定感／親和不全の関連について

青木 聡

### I 問題

#### (1) 面会交流紛争の急増

近年、日本では離婚後ないし別居中の別居親と子どもの面会交流をめぐる紛争が急増しており、平成11年度から平成20年度の10年間で裁判所の新受件数（審判+調停）は3倍以上になっている（図1参照）。しかも、平成20年度は既済7,104件のうち、面会交流が認められたのは認容審判322件+調停成立3,060件と半数以下（約48%）に過ぎず、面会交流紛争の解決の難しさがうかがえる。さらにその内容を詳しく見ていくと、「月1回以上」の面会交流が認められたのは1,903件（既済全体の約27%）、「宿泊あり」に至っては524件（既済全体の約7%）にとどまっている（平成20年度『司法統計年報（家事事件編）』参照）。認容審判や調停成立に至ってもその内容が履行されない場合もあり（二宮，2004）、紛争性の高い離婚では文字通り「夫婦の別れが親子の別れ」になりやすい（注1）。

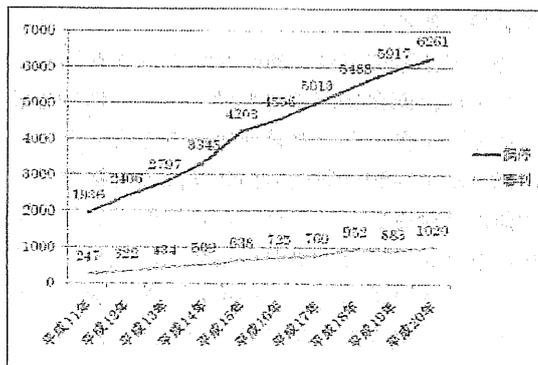


図1 面会交流紛争の新受件数  
 (出典：平成20年度『司法統計年報(家事事件編)』)

#### (2) 『児童の権利条約』と面会交流

一方、欧米諸国では『児童の権利条約』の批准と前後して、離婚後ないし別居中の共同養育（共同監護／共同親権／共同親責任）の法制化を実現し、別居親（非監護親）と子どもの定期的な面会交流の機会を保障している（注2）。今や別居親と子どもの定期的な面会交流は「欧米諸国の常識」といえる。たとえば、アメリカでは離婚手続きの際に、①「親教育プログラム」の受講、②離婚後の「養育プラン」の提出が義務づけられている。これは円滑な面会交流の実施を目指したものであり、この手続きを踏まないと裁判所の審理や調停が進まないことになっている（田中，2009）。

- ①親教育プログラムの受講：離婚後の親子関係、面会交流の重要性、離婚後の親同士のコミュニケーション・スキル等についての学習
- ②養育プランの提出：面会交流の実施の仕方や養育費の支払い等に関する取り決め

図2 離婚手続き時の制度（アメリカ）

もちろん、定期的な面会交流が制限される場合もある。しかしそれは「子どもに深刻な身体的・情緒的な危害の及ぶ確固たる証拠がある場合」（Tuckman, 2005）に限定され、どれだけ親同士が離婚紛争で高葛藤状態にあっても、関係諸機関（司法、教育、福祉、心理等）が連携して定期的な面会交流の継続が模索される。同居親が別居親のDVを理由に面会交流を拒否した場合でも、専門家による査定の結果、別居親が子どもに直接的な危害を加える危険性は低い

と判断されると、速やかに「監督つき」で面会交流が実施される（注3）。

また、離婚に際して同居親（監護親）を決定する際には、「元夫婦としての葛藤感情と切り離して別居親と子どもの面会交流に協力できるか」「子どもに別居親の存在を肯定的に伝えることができるか」「子どもが面会交流に消極的な場合に別居親との面会交流を子どもに働きかけることを同居親の責務と理解できているか」等が、同居親としての適格性の判断基準とされている。この判断基準は“Friendly Parent Rule：フレンドリー・ペアレント・ルール”（「友好的親条項」あるいは「非監護親に対する寛容性の原則」）と呼ばれ、別居親と友好関係を保てる親を同居親決定の際に優先することを意味している（注4）。

### （3）面会交流の有無が子どもに与える影響

これほどまでに別居親と子どもの定期的な面会交流が重視されているのは、両親双方との「日常的な情緒交流」が子どもの健全な人格形成に欠かせないという実証的知見が蓄積されてきたからである。たとえば、共同養育の法制化に弾みをつけた非常に有名なWallersteinら（1975, 1980, 1985, 1989, 2000）の縦断的研究（親の離婚を経験した子どもたちを25年以上にわたって追跡した調査）によると、離婚後の生活によく適応し、心理状態がもっとも良好であったのは、別居親と定期的に面会交流を継続した子どもたちであった。逆に、面会交流を実施しなかった場合、子どもは「自己肯定感の低下」「基本的信頼感の低下（対人関係の問題）」「社会的不適応」「抑うつ」「ドラッグ/アルコール依存症」「離婚や片親疎外の世代間連鎖」等で苦しむことが報告されている（Baker, 2007）。

欧米諸国では、Wallersteinらの調査結果が報告されて以降、面会交流の重要性を指摘する研究は枚挙にいとまがなく、無数の追試研究が行われると同時に、複数の研究結果をまとめたメタ分析も行われている。たとえばBauserman（2002）は、離婚後の共同養育と単独養育の比

較研究（33研究）について詳細なメタ分析を行い、「全般的な適応」「情緒面の適応」「行動面の適応」「対人関係」「家族関係」「自己肯定感」「学業成績」「離婚に対する認識」といった複数の側面において、共同養育の方が単独養育よりも子どもの適応度が高いことを明らかにしている（注5）。このメタ分析の結果は、無数の離婚研究に共通する典型的な結果を端的に示している。欧米諸国では、こうした実証的研究に基づいて、定期的な面会交流の機会を保障する制度を整備したのである。

### （4）本研究の目的

日本は離婚後の単独親権制度を採用していることに加えて、面会交流について明文で定めた規定がないために、離婚紛争は欧米諸国よりもある意味で熾烈といえる（注6）。それにもかかわらず、親の離婚が子どもの精神発達に与える影響についての研究はほとんど行われていない（野口, 2007）。ましてや面会交流の有無が子どもの精神発達に与える影響についての研究は皆無である。

面会交流に関する従来の議論は、離婚した親同士の感情的対立を代弁するだけの「会わせるべきだ・会わせられない」という水掛け論に終始しやすい印象がある。今後は、実証的根拠（エビデンス）に基づいて、『児童の権利条約』を踏まえた共同養育の在り方をきちんと議論する必要がある。

そこで本研究では、面会交流の意義を検証するために、面会交流の有無が子どもの精神発達に与える影響を調べる質問紙調査を行った。今回は、欧米諸国の研究で面会交流の有無と深い関連が指摘されている自己肯定感および対人関係に焦点を当てた。調査の結果は、親の離婚を経験した子どもにとっての適正な養育環境を検討する上で貴重な基礎資料となるだろう。

## II 方法

### （1）質問紙

本研究では下記の二つの質問紙を使用した

(資料参照)。

①自己肯定感尺度 ver.2 (田中, 2005)

自己肯定感を測定する目的で作成された尺度 (8項目, 1因子構造)。広く使用されている Rosenberg の自尊心尺度の翻訳を見直し, 信頼性や妥当性の再検討を行った改訂版である。

②青年期用対象関係尺度 (井梅ら, 2006)

青年期における対象関係を測定する目的で作成された尺度 (29項目)。「親和不全 (6項目)」「希薄な対人関係 (5項目)」「自己中心的な他者操作 (5項目)」「一体性の過剰希求 (6項目)」「見捨てられ不安 (7項目)」の5因子構造。

(2) 調査対象者

関東圏の国立大学および私立大学の学生510名 (有効回答数), 平均年齢19.66歳, 標準偏差1.18 (男性176名:平均年齢20.00歳, 標準偏差1.35/女性334名:平均年齢19.48歳, 標準偏差1.04)。

(3) 調査時期および調査方法

2010年7月に授業時間を使って集団法で実施。

III 結果

最初に両尺度各因子の平均得点の男女差を検定した。その結果, 「自己肯定感」の平均得点および対象関係尺度の「親和不全」「一体性の過剰希求」の平均得点については, 男女間で有意差がなかった (母分散も等しかった) (表1, 表2参照)。そこでこれらの因子は男女をまとめて分析した。一方, 対象関係尺度の「希薄な対人関係」「自己中心的な他者操作」「見捨てられ不安」の平均得点については, 母分散は等しかったが, 男女間で有意差があった (「希薄な対人関係 (男性>女性)」「自己中心的な他者操作 (男性>女性)」「見捨てられ不安 (男性<女性)」)。そこでこれらの因子は男女別に分析した。なお, こうした男女差は先行研究の指摘 (田中, 2005; 井梅, 2006) と一致している。

分析の結果, 「家族の現況」および「面会交

流の有無」の各群間で有意差があったのは「自己肯定感」と「親和不全」だけであった。本稿では有意差のあった「自己肯定感」と「親和不全」に関する結果を記載し, 有意差のなかった「一体性の過剰希求」「希薄な対人関係」「自己中心的な他者操作」「見捨てられ不安」に関する結果は割愛した。

表1 「自己肯定感」と「親和不全」の平均得点(男女別)

	性別	人数	平均値	標準偏差
自己肯定感	男性	176	21.41	4.26
	女性	334	21.00	4.59
親和不全	男性	176	3.18	0.98
	女性	334	3.08	1.03

表2 「自己肯定感」と「親和不全」の平均得点の男女差

	等分散性の検定		t検定		
	F値	有意確率	t値	自由度	有意確率
自己肯定感	1.979	0.160	0.977	508	0.329=n.s.
親和不全	1.079	0.299	0.991	508	0.322=n.s.

(1) 家族の現況

「両親のそろっている家族」は441名 (男性157名, 女性284名), 「親が離婚した家族」は50名 (男性11名, 女性39名), 「親が病死・事故死した家族」は19名 (男性8名, 女性11名)であった。「両親のそろっている家族」の中で「別居中の家族」は3名 (男性2名, 女性1名), 「親が離婚後に再婚した家族」は14名 (男性6名, 女性8名)であった。

(2) 面会交流の有無

「別居中の家族」「親が離婚した家族」のうち, 「面会交流あり」は30名 (男性7名, 女性23名), 「面会交流なし」は23名 (男性6名, 女性17名)であった (図3参照)。

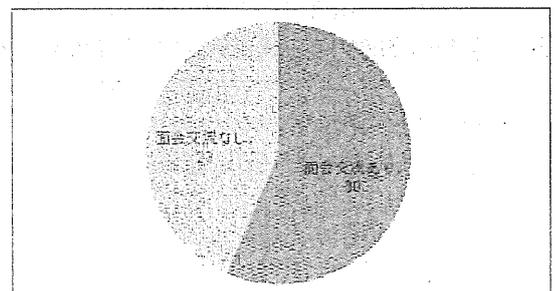


図3 面会交流の有無(n=53)

(3) 面会交流の頻度

面会交流の頻度は図4参照。「その他」には、「数年に1回」や「数回会ったことがある」といった程度の交流が含まれている。

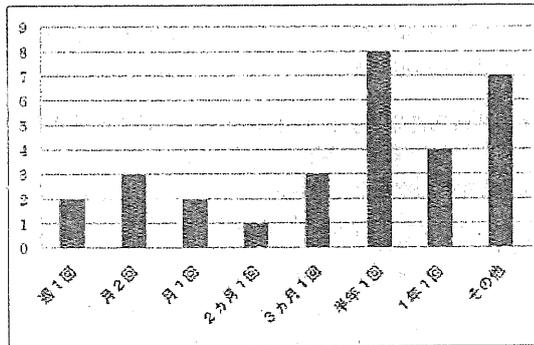


図4 面会交流の頻度(n=30)

(4) 家族の現況と「自己肯定感」「親和不全」

分散分析の結果、家族の現況（「両親のそろっている家族」「親が離婚した家族」「親が病死・事故死した家族」）の違いによって、「自己肯定感」と「親和不全」の平均得点に有意差があった（表3、表4、図5、図6参照）。表中の「両親」は「両親のそろっている家族」、「離婚」は「親が離婚した家族」、「病死・事故死」は「親が病死・事故死した家族」を示している。

表3 家族の現況と「自己肯定感」および「親和不全」の平均得点

		人数	平均得点	標準偏差
自己肯定感	両親	432	21.35	4.48
	離婚	50	19.34	4.11
	病死・事故死	19	21.21	4.33
親和不全	両親	437	3.08	1.00
	離婚	49	3.49	1.13
	病死・事故死	18	3.03	0.71

表4 家族の現況と「自己肯定感」および「親和不全」の分散分析結果

		平方和	自由度	平均平方	F値	有意確率	多重比較 (Tukey)
自己肯定感	グループ間	181.05	2	90.527	4.585	0.011	離婚<両親 (p<.01)
	グループ内	9332.6	498	19.744			
	合計	10014	500				
親和不全	グループ間	7.686	2	3.843	3.789	0.023	離婚>両親 (p<.05)
	グループ内	508.14	501	1.014			
	合計	515.83	503				

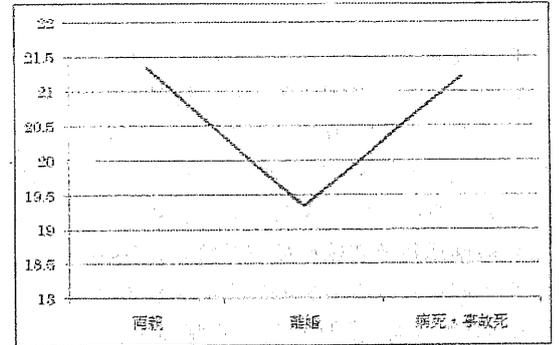


図5 「自己肯定感」の平均得点

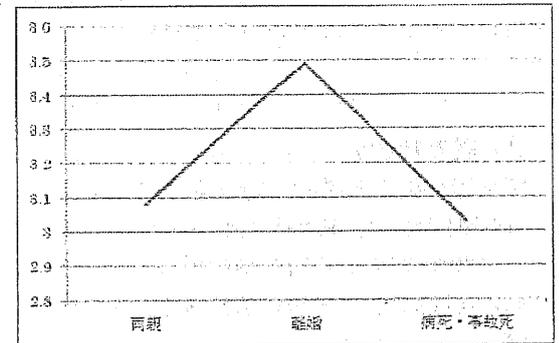


図6 「親和不全」の平均得点

多重比較 (Tukey) の結果、「親が離婚した家族」の子どもは「両親のそろっている家族」の子どもよりも、「自己肯定感」が低く ( $p<.01$ ), 「親和不全」が高い ( $p<.05$ ) ことが明らかになった。

(5) 面会交流の有無と「自己肯定感」「親和不全」

分散分析の結果、面会交流の有無によって、「自己肯定感」と「親和不全」の平均得点に有意差があった（表5、6、図7、8参照）。

表5 面会交流の有無と「自己肯定感」および「親和不全」の分散分析結果

		平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率	多重比較 (Tukey)
自己肯定感	グループ間	284.343	2	142.171	7.251	0.001	交流無<両親 (p<.001) 交流無<交流有 (p<.01)
	グループ内	9392.064	479	19.603			
	合計	9676.407	481				
親和不全	グループ間	11.598	2	5.799	5.654	0.004	交流無>両親 (p<.01)
	グループ内	495.414	483	1.026			
	合計	507.012	485				

表6 面会交流の有無と「自己肯定感」および「親和不全」の平均得点

		人数	平均得点	標準偏差
自己肯定感	両親	429	21.35	4.50
	面会交流あり	30	20.70	2.98
	面会交流なし	23	17.78	4.63
親和不全	両親	434	3.07	1.00
	面会交流あり	30	3.28	1.16
	面会交流なし	22	3.79	1.02

「自己肯定感」が低いことが明らかになった ( $p < .001$  および  $p < .01$ )。また、「面会交流なし」の子どもは「両親のそろっている家族」の子どもよりも、「親和不全」が高い ( $p < .01$ ) が明らかになった。

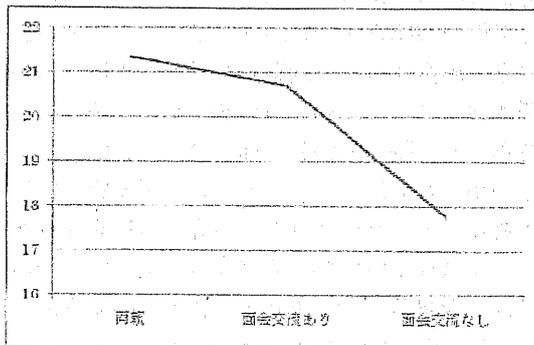


図7 「自己肯定感」の平均得点

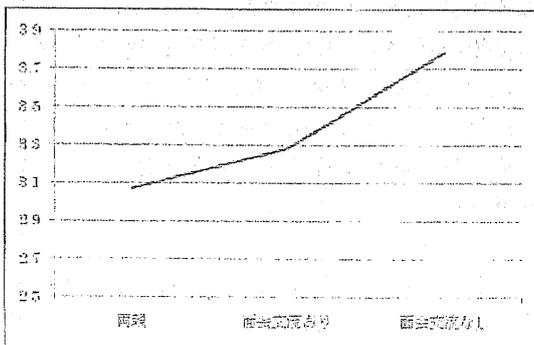


図8 「親和不全」の平均得点

多重比較 (Tukey) の結果、「面会交流なし」の子どもは「両親のそろっている家族」の子ども、そして「面会交流あり」の子どもよりも、

#### IV 結語

本研究の結果、別居親と面会交流をしていない子どもは、「自己肯定感」が低くなり、「親和不全」が高くなることが明らかになった (注7)。一方、たとえ親の離婚を経験した子どもであっても、別居親と面会交流を続けている場合、両親のそろっている家族の子どもと比較して「自己肯定感」および「親和不全」の得点に差が出ないことも明らかになった。この結果は、離婚後ないし別居中の子育てにおける面会交流の重要性を明白に示している。

今回、家族観や離婚観、子育てに関する文化の違いを越えて、欧米諸国の先行研究とまったく同様の結果が得られたことは、非常に重要な意味を持っている。前述のように、欧米諸国ではこうした実証的研究を地道に積み重ね、実証的根拠に基づいて共同養育の法制化に針路を定めた。日本でも同様の調査結果が得られた以上、国際的な常識に倣って子どもの福祉を中心に据え、離婚後の共同養育の法制化を早急に実現すべきではないだろうか。

アメリカ司法省の「女性に対する暴力への対策局 (Office on Violence Against Women) (USDOJ OVW, 2011) は、子どもとの関係を妨げること、すなわち「片親疎外」を「情緒的虐待」と明確に定義しており、面会交流の支援

は虐待対策としての意味合いも持っている（注8）。日本でも、面会交流の不履行は元配偶者および子どもに対する虐待であるという認識が定着し、面会交流の支援が虐待対策の一環としても位置付けられることを願ってやまない。

最後に、今後の研究課題を提言しておきたい。

(1) 調査対象が親の離婚を経験した子どもの全般的傾向を反映するように、サンプリングの仕方を練り直す必要がある。本研究では、関東圏の国立大学および私立大学の学生を対象に調査を行った。しかし、親の年収によって大学進学率に差があること（東京大学 大学経営・政策研究センター、2009）や2007年度のひとり親家庭の相対的貧困率（注9）が実に54.3%であること（厚生労働省、2009a）を考え合わせると、親が離婚した子どもの大学進学率は経済的理由でかなり低いと想定される。今回の結果は、ひとり親家庭の中でも大学に進学可能な経済的に恵まれたサンプルであるために、調査結果を適用できる範囲が限定されるかもしれない。今後、大学に進学しない子どもや、関東圏以外に居住する子どもを含めた広範な調査が必要である。ただし、実際問題として、協議離婚が9割近い現状では（平成20年度は87.8%：厚生労働省、2009b）、面会交流の実情を調査する標本抽出が困難を極めることは間違いないだろう。日本で離婚後の子どもの養育環境についての研究が立ち遅れているのは、面会交流に関する調査の難しさが一因といえる。政府主導で共同養育の法制化を見据えて大規模な調査を行い、離婚時に両親間で面会交流や養育費についてどのような取り決めがなされているのか、その履行状況、面会交流の有無が子どもの精神発達にどのような影響を与えているのか、そうした基礎的データを把握することから始めなければならない（注10）。

(2) 今回は面会交流の「有無」で群分けしたに過ぎない。今後、面会交流の「頻度」で群分けしてより詳細な分析を行う必要がある。そ

うした分析結果があれば、面会交流の「頻度」の違いが子どもに与える影響を知ることができる。面会交流の「頻度」が減ると親子関係が疎遠になり、子どもに影響が出ることは予測しやすい。しかし、単純に面会交流の「頻度」が増えればよいわけではない。HetheringtonとKelly（2002）は、離婚後も元夫婦が高葛藤の場合、むしろ別居親と子どもの面会交流の「頻度」が増えるほど、子どもに適応の問題が現れやすいことを指摘している。また、子どもの年齢によって面会交流の「頻度」を柔軟に変化させる必要があり、そういった点でも「頻度」の分析は重要である。いずれにせよ、面会交流の「頻度」で検定を行える十分なサンプル数を集めたい。

また、面会交流の「内容」を分析することも必要である。Klineら（1991）は、184家族に対して縦断的調査を行い、面会交流の「頻度」よりも、面会交流の「内容」と子どもの適応度の関連性について詳細な分析を行うことが必要であろうと考察している。面会交流の「内容」の違いが子どもに与えるプラスの影響を明らかにすることで、どのような「内容」の面会交流を推奨すればよいのか、面会交流を支援する際のヒントを得ることができる。たとえ面会交流の「頻度」が少なくとも、その「内容」が子どものニーズにかなっていれば、親子の絆をしっかりと結び続けることができるかもしれない。面会交流の「内容」については質的研究で詳細に検討する必要がある。面会交流の「頻度」や「内容」と子どもの精神発達に関連性についての研究は、適正な養育プランを検討する上で欠かせない。

(3) その他にも面会交流に関する今後の研究で検討すべき要因はたくさんある。たとえば、親の経済的状況や養育費の支払い状況、親同士の間での対立の程度、別居以前の親子関係、親の精神的健康、とくに面会交流を拒絶された別居親の精神的健康、別居後の年月と面会交流の頻度や内容、子どもの年齢に応じた面会交流の在り方、

祖父母や親戚との面会交流の在り方、再婚家庭の面会交流の在り方、国際離婚の場合の面会交流の在り方、DV加害者との面会交流の在り方など、日本ではまったく手つかずの研究課題が山積している。

〈注釈〉

注1) 認容審判や調停成立後に面会交流を確保する方法(広義の執行)としては、①履行勧告、②再調停の申し立て、③間接強制、④損害賠償、⑤親権者変更等がある(榮ら、2008)。しかし、いずれも面会交流を確保する方法として確実性は不十分であり、制度上の限界がある。

注2) 1989年11月の第44回国連総会で採択された『児童の権利条約(児童の権利に関する条約)』(日本は1994年4月に批准。158番目の締約国となっている)の第9条第3項では、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」(親子不分離の原則)と述べられており、第18条第1項では、「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う」(共同親責任の原則)と述べられている。

また、『女性差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)』(1979)の第5条(b)では、「家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする」と述べられている。

日本は『児童の権利条約』および『女性差別撤廃条約』をどちらも批准しているにもかかわらず、離婚後の単独親権制度を採用し続けており、面会交流について明文で定めた規定がない。

注3) 「アメリカでは裁判官はめったに訪問権を全面否定しない。そこで取られる方法が、監視付きの面接交渉(supervised visitation)である。裁判所は子どもの虐待やDVがある場合、この面接交渉を命じる」(山口、2004)。

注4) 「フレンドリー・ペアレント・ルール」は、一部のDV被害者支援団体やフェミニズム法学者たちから厳しく批判され、この判断基準の全面的な排除を求める運動が盛り上がったこともある。その理由としてよくあげられたのが、この判断基準をDV事例に適用した場合、DV被害者(多くの場合は母親)は恐怖心や嫌悪感からDV加害者(多くの場合は父親)に子どもを「頻繁かつ継続的に会わせる」協力が困難であるため、友好的な親(フレンドリー・ペアレント)と評価されず、監護権を失う結果になりやすいという反対意見である(Dore, 2004)。しかし現在、そうした反対意見は極端な立場と捉えられており、実務上は「フレンドリー・ペアレント・ルール」を基本に据えつつ、個々の事例(とりわけDV事例)が抱える具体的懸念に即して、この判断基準を適用することの是非を厳正に査定することが行われている(Johnston, 2010)。

注5) なぜ共同養育の方が子どもの適応度が高いのであろうか。Amato(1991, 1993, 2001)はメタ分析の結果に基づいて、「経済的安定(養育費の支払い)の程度」と「元夫婦の協力の程度」が、親の離婚を経験した子どもの適応度に決定的な影響を与える要因ではないかと考察している。この点において「養育プラン」の合意は子どもの健全な成長に欠かせないと考えられる。

注6) 日本では夫婦間のトラブルにより子どもを連れ去って別居する親が後を絶たない。こうした事件の発生は法制度の不備で野放しになっている。欧米諸国では、共同親権者の了解なく子どもを連れ去る行為には誘拐罪が適用される。

しかし日本では、先に子どもを連れ去る親に咎めは一切なく、別居親（親権者）が我が子を連れ戻す行為は未成年者略取罪に問われる（最高裁H17・12・6、刑集59巻10号1901～1937頁）。

注7) 田中は「自己肯定感」を「自己に対して肯定的で、好ましく思うような態度や感情」と定義している。また井梅らは「親和不全」を「対人的なやりとりにおいて自ら壁を作り、緊張して打ち解けられない傾向や、深く付き合うことを怖れる傾向」そして「対人関係に消極的・回避的な心性」と定義している。今回使用した自己肯定感尺度 ver.2は、ベック抑うつ尺度と負の相関 ( $r = -.660$ ) が確認されている（田中、2005）。つまり、「自己肯定感」の点数が低くなるほど、抑うつ傾向が懸念される。一方、青年期用対象関係尺度の「親和不全」は、NEO-FFI（短縮版 Big 5 性格検査：性格特性の5因子を測定する尺度）の「神経症傾向」 ( $r = .456$ ) と正の相関、「外向性」 ( $r = -.573$ )、「調和性」 ( $r = -.465$ )、「誠実性」 ( $r = -.336$ ) と負の相関が確認されている（井梅ら、2006）。「神経症傾向」とは、気分の不安定さ、不安、傷つきやすさを示す。「外向性」とは、社交性や対外活動性を示す。「調和性」とは、他者との協調性を示す。「誠実性」とは、物事の計画性や実行性の堅実さと関連する自己統制を示す。つまり、「親和不全」の点数が高くなるほど、性格特性の種々の側面において懸念が生じる。

注8) 東京都福祉保健局（2005）は、東京都の児童相談所に対応した児童虐待事例を分析し、虐待が行われた家庭の特徴として「ひとり親家庭の割合が非常に高い（35.6%）」ことを公表している。また、図1で紹介した面会交流紛争の新受付数について「増加率」を算出すると、平成11年度の2,183件を1としたとき、平成20年度の7,281件は「3.34」となる。同じように、児童相談所の児童虐待相談対応件数について、平成11年度の11,631件を1とすると、平成20年

度の42,664件は「3.67」となる。両者はほぼ同等の「増加率」を示していることが分かる。アメリカの取り組みを引き合いに出すまでもなく、こうしたデータが示すように面会交流の支援と虐待対策は切り離せないのではないだろうか。

注9) OECD（経済協力開発機構）の定義によると、相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合をいう（可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料および固定資産税を差し引いたものをいう）。厚生労働省（2009a）が公表した2007年度の中央値は228万円、貧困線は114万円だった。日本のひとり親家庭の貧困率はOECD加盟30ヶ国中最悪である（2000年代半ば：貧困率58.7%）。また、厚生労働省（2007）の調査によると、2005年度の母子家庭の平均年間収入は213万円だった。

注10) 平成18年度「全国母子世帯等調査結果報告」（厚生労働省、2007）によると、養育費の受給状況について「現在も養育費を受けている」は19%である。一方、面会交流の実施状況は調査されていない。2010年秋から法務省が着手している「親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究」の結果に期待したい。

#### 〈謝辞〉

調査の実施にあたっては、野口康彦准教授（茨城大学 人文学部 人文コミュニケーション学科）と大正大学4年生の千嶋小都子さんにご協力いただきました。ここに記して感謝の意を表します。

#### V 文献

- Amato, P. R. & Keith, B. (1991) : Parental divorce and the well-being of children: A meta-analysis. *Psychological Bulletin*, 110(1), 26-46.
- Amato, P. R. (1993) : Contact with Non-Custodial

- Fathers and Children's Wellbeing. *Family Matters*, 36, 32-34.
- Amato, P. R. (2001) : Children of divorce in the 1990s: an update of the Amato and Keith (1991) meta-analysis. *Journal of Family Psychology*, 15(3), 355-170.
- Baker, A. J. L. (2007) : *Adult Children of Parental Alienation Syndrome —breaking the ties that bind*. W.W.Newton & Company.
- Bauserman, R. (2002) : Child Adjustment in Joint-Custody Versus Sole-Custody Arrangements: A Meta-Analytic Review. *Journal of Family Psychology*, 16(1), 91-102.
- Dore, M. K. (2004) : The "Friendly Parent" Concept: A Flawed Factor for Child Custody. *Loyola Journal of Public Interest Law*, 6, 41-56.
- 外務省 (1985) : 女性差別撤廃条約. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html> (2011.2.14閲覧)
- 外務省 (1994) : 児童の権利条約. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html> (2011.2.14閲覧)
- Hetherington, E. M. & Kelly, J. (2002) : *For Better or For Worse: Divorce Reconsidered*. New York: Norton.
- 井梅由美子・平井洋子・青木紀久代・馬場禮子 (2006) : 日本における青年期用対象関係尺度の開発パーソナリティ研究, 14(2), 181-193.
- Johnston, J. R. (2010) : Opening Session: Parental Alienation and DSM-5. at *Association of Family and Conciliation Courts 47th annual conference*, 2010/6/2-5, Co.
- Kline, M., Johnston, J. R. & Tschann, J. M. (1991) : The Long Shadow of Marital Conflict: A Model of Children's Postdivorce Adjustment. *Journal of Marriage and the Family*, 53, 297-309.
- 厚生労働省 (2007) : 平成18年度「全国母子世帯等調査結果報告」. <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/index.html> (2011.2.14閲覧)
- 厚生労働省 (2009a) : 子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について. <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002icn-img/2r98520000002ie5.pdf> (2011.2.14閲覧)
- 厚生労働省 (2009b) : 平成21年度「離婚に関する統計」. <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/143-21.html> (2011.2.14閲覧)
- 二宮周平 (2004) : 面接交渉の義務性——別居・離婚後の親子・家族の交流の保障 立命館法学, 298, 309-356.
- 野口康彦 (2007) : 親の離婚を経験した子どもの精神発達に関する文献的研究 法政大学大学院紀要, 59, 133-142.
- 裁判所 (2008) : 平成20年度「司法統計年報(家事事件編)」. <http://www.courts.go.jp/search/jtsp0030> (2011.2.14閲覧)
- 柴晴彦・綿貫義昌 (2008) : 「面接交渉の具体的形成と執行」. 新家族法実務大系(2)親族Ⅱ——親子・後見, 333-350.
- 田中道弘 (2005) : 自己肯定感尺度の作成と項目の検討 人間科学論究, 13, 15-27.
- 田中早苗 (2009) : 「会えないパパ、会えないママ」 NHK視点・論点2009年3月19日放送. <http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/17953.html#more> (2011.2.14閲覧)
- 東京大学大学院 教育学研究科 大学経営・政策研究センター (2009) : 高校生の進路と親の年収の関連について <http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/resource/crump090731.pdf> (2011.2.14閲覧)
- 東京都福祉保健局 (2005) : 児童虐待の実態Ⅱ. <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/gyakutai/files/hakusho2.pdf> (2011.2.14閲覧)
- Tuckman, A. J. (2005) : Supervised Visitation — Preserving the Rights of Children and Their Parents. In: *A Handbook of Divorce and Custody—Forensic, Developmental and Clinical Perspectives*. The Analytic Press, 291-300.

- USDOJ OVW=United States Department of Justice, Office on Violence Against Women (2011) : About Domestic Violence. <http://www.ovw.usdoj.gov/domviolence.htm> (2011.2.14閲覧)
- Wallerstein, J. S. & Kelly, J. B.(1975) : The Effect of Parental Divorce: Experiences of the preschool child. *Journal of American Academy of Child Psychiatry*, 14(4), 600-616.
- Wallerstein, J. S. & Kelly, J. B.(1980) : *Surviving the Breakup —How Children and Parents cope with Divorce* Basic Books.
- Wallerstein, J. S.(1985) : Children of Divorce: Preliminary report of a ten-year follow-up of older children and adolescents. *Journal of American Academy of Child Psychiatry*, 24(5), 545-553.
- Wallerstein, J. S. & Blakeslee, S.(1989) : *Second Chance —Men, Women, and Children a Decade After Divorce*. Ticknor and Fields. 高橋早苗(訳) (1997) : セカンドチャンス——離婚後の人生 草思社
- Wallerstein, J. S., Lewis, J. M., & Blakeslee, S. (2000) : *The Unexpected Legacy of Divorce —A 25 year Landmark Study*. Hyperion. 早野依子(訳) (2001) : それでも僕らは生きていく——離婚・親の愛を失った25年間の軌跡 PHP 研究所
- 山口亮子(2004) : ドメスティック・バイオレンスと離婚後の子どもの監護に関する取り決め 民商法雑誌, 129(4・5), 534-559.